平成 20 年 2 月 1 日
全国人事委員会連合会

# 「特２級」新設に係る「参考モデル給料表」の概要

## 1　「特２級」新設に当たっての考慮事項

○　学校教育法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 96 号)及び関係政令等
小学校、中学校及び高等学校等に、主幹教諭及び指導教諭を置くことができることとなり、法律及び政令等により、その職責や職務内容が明示された。

○　文部科学省による教員給与に関する説明資料(平成 20 年度予算案の説明等)
主幹教諭及び指導教諭について、「本給については教諭とは異なる級で処遇されることが適当」とされ、教諭と教頭の間の処遇である点が示された。

○　一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号)に定める規定の趣旨(国家公務員の給与制度の趣旨)

## 2　「特２級」作成のポイント

（１）名称

○　旧教育職俸給表(二)及び旧教育職俸給表(三)に新設する、<u>主幹教諭及び指導教諭に適用される職務の級の名称は「特２級」</u>とする。

（２）初号の位置

○　主幹教諭等の職務・職責を考慮し、行政職俸給表(一)３級の初号と同位置（大卒制度年齢２８歳）の大卒制度年齢２８歳で設定する。

（３）昇格対応

○　特２級は、行政職俸給表(一)の３級係長以上の級に相当すると考えられ、昇格対応の設定に当たっては、一定の昇格加算額を設定する。

○　２級から特２級への昇格加算額については、現行の昇格制度(新昇給制度)の基本的考え方に基づき、9,000 円とする。

○　特２級から３級への昇格加算額については、現行の２級から３級への昇格加算額と同額の 10,000 円とする。

（４）水準及び昇給カーブの設定

○　現行の２級と３級の「中間水準」を基本とする。

（５）末号の位置

○　現行の２級又は３級の昇給回数や、特２級と３級との逆転防止等の観点から、総合的に判断した結果、５５歳で設定する。

（６）再任用職員の俸給月額

○　現行の２級と３級の再任用職員の俸給月額の中間水準とする。

## ※　注意点

○　当該給料表はあくまで「参考モデル給料表」であり、その活用や運用の詳細については、各団体において判断するものである。

# 「特２級」新設に係る
# 教員給与に関する
# 「参考モデル給料表」

平成２０年２月

全国人事委員会連合会

# ー 目 次 ー

旧教育職俸給表(二)及び旧教育職俸給表(三)の
「特２級」の新設について…… 1

別紙１　モデル給料表（平成２０年４月制度改正）
旧教育職俸給表(二)…… 3

２　モデル給料表（平成２０年４月制度改正）
旧教育職俸給表(三)…… 7

# 旧教育職俸給表(二)及び旧教育職俸給表(三)の「特２級」の新設について

「学校教育法等の一部を改正する法律」(平成１９年６月２７日公布)において、小学校、中学校及び高等学校等に置くことができることとされた副校長、主幹教諭及び指導教諭のうち、主幹教諭及び指導教諭については、「本給については、教諭とは異なる級で処遇されることが適当」とされた。

主幹教諭及び指導教諭に適用される新級の設定された「参考モデル給料表」は、以下により作成した。

なお、当該給料表は、あくまで「参考モデル給料表」であり、その活用や運用の詳細については、各団体において判断するものである。

## １　新級創設の基本的考え方

平成２０年度予算案を前提とし、一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号）に定める規定の趣旨に沿って新級の具体的検討を行った。

## ２　職務の級の名称

旧教育職俸給表(二)及び旧教育職俸給表(三)に新設する職務の級の名称は「特２級」とする。

## ３　初号俸の位置

(1)　旧教育職俸給表(二)

大卒制度年齢２８歳で設定する。

主幹教諭の職務・職責を考慮し、行政職俸給表(一)の３級初号俸と同位置（大卒２８歳）とする。

なお、この大卒制度年齢２８歳は、２級初号俸（大卒２２歳）と３級初号俸（大卒３４歳）との中間の位置となる。

(2)　旧教育職俸給表(三)

大卒制度年齢２８歳で設定する。

これは、２級初号俸（短大卒２０歳、大卒換算１９歳）の９年後、３級初号俸（大卒３０歳）の２年前となる。初号俸の位置をもう少し若く設定することも考えられるが、特２級は行政職俸給表(一)でいえば係長級以上の級に相当すると考えられることから、旧教育職俸給表(二)と同様に「大卒制度年齢２８歳」とする。

## ４　昇格対応

２級から特２級への昇格対応の設定に当たっては、特２級は係長級以上の級に相当すると考えられることから、昇格加算額（平成１８年４月の給与構造の改革の際、それまでのいわゆる１号俸上位昇格に代えて昇格後の号俸決定の際に加算することとされた額をいう。以下同じ。）を設定し昇格メリットを付与するものとする。

２級から特２級への昇格加算額は、現行の昇格制度（新昇格制度）の基本的考え方に基づき、旧教育職俸給表(二)及び旧教育職俸給表(三)ともに９，０００円とする。

なお、特２級から３級への昇格加算額については、現行の２級から３級への昇格加算額と同額の１０，０００円とする。

5　新級の水準及び給与カーブの設定

新級の水準設定に当たっては、旧教育職俸給表(二)及び旧教育職俸給表(三)とも、現２級と３級の「中間水準」を基本とする。

なお、給与カーブについても、主幹教諭及び指導教諭の職務・職責は一般の教諭とは一線を画すものと考えられることから、その職務を適正に評価することとし、後半号俸においても中間水準を基本として設定している。

6　末号俸の位置と最高号俸の水準

(1)　旧教育職俸給表(二)

大卒制度年齢５５歳で設定する。

現行の２級又は３級と同程度の昇給回数を確保することを基本に、旧教育職俸給表(三)との均衡も考慮し、末号俸の位置は大卒制度年齢５５歳で設定している。

(2)　旧教育職俸給表(三)

大卒制度年齢５５歳で設定する。

現行の２級又は３級と同程度の昇給回数を確保するとともに、特２級最高号俸の教職調整額込みの水準と３級の備考加算額込みの昇格対応の水準比較で特２級の方が高いという逆転現象が生じないよう、末号俸の位置は大卒制度年齢５５歳で設定している。

7　再任用職員の俸給月額

旧教育職俸給表(二)及び旧教育職俸給表(三)とも、２級と３級の再任用職員の俸給月額の中間水準とする。

再任用職員以外の特２級の俸給月額の水準設定については、２級と３級の中間水準を基本に設定していることから、再任用職員の俸給月額も同様の考え方で設定する。

具体的には、旧教育職俸給表(二)適用の再任用職員の俸給月額は３０８，８００円、旧教育職俸給表(三)適用の再任用職員の俸給月額は３０３，７００円とする。